

—の豊中市立高川小学校 PTA(育友会)規約の—

第1章 名 称

第1条 本会は豊中市立高川小学校 PTA(育友会)と称する。

第2章 目 的

第2条 本会の目的は下記の通りとする。

1. 学校、家庭及び社会における児童の福祉を増進する。
2. 児童の幸福のため、父母と教師が協力する。
3. 児童の教育環境をよくする。
4. よい父母、よい教職員となるようにつとめる。
5. 教育に対する理解を深め、これを発展させる。

第3章 方 針

第3条 本会は教育を本旨とする民主団体として、下記の方針に従って活動する。

1. 本会は非政党的、非営利的であって、特定の政党や一人ひとりの候補者を支持せず、いかなる宗派活動も営利事業も支持しない。
2. 本会は自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配も干渉も受けない。
3. 児童青少年の福祉増進のため活動する他の団体と協力する。
4. 教育行政に干渉しない。
5. 本会による個人情報の適切な取り扱いのため別紙のとおり、個人情報取扱規定を定める。

第4章 会 員

第4条 本会は学校に在籍する児童の全保護者を対象とする。

第5条 会員は全て平等の権利と義務を有する。

第5章 経 理

第6条 本会の経費は、会費・事業収入等によって支弁する。

第7条 本会の経理は、総会で認められた予算にもとづいて行われ、会計監査を経て会に報告されなければならない。

第8条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月末日までとする。

第6章 役員

- 第9条 本会の役員は保護者から立候補を募ることとする。
第10条 各役員の任期は1年とする。新役員の就任は4月1日から翌年3月31日をもって任期満了とする。但し、1年に限り再選を妨げない。

第7章 会計監査

- 第11条 本会の経理を監査するために会計監査を2名おく。
第12条 会計監査は毎年総会の同意を得て役員が選任する。
第13条 会計監査は3月に決算監査を行う。

第8章 総会（対面及び書面）

- 第14条 総会は全会員をもって構成され、本会の決議機関である。
第15条 総会は役員が実施し、定足数は全体の1/5とし、議決は出席者の過半数による。書面総会の場合は、定足数は承認票が会員の1/5とし、議決はその過半数とする。
第16条 総会は原則として年度の初めに行い、運営委員会が必要と認めた場合、または会員の1/10以上の要求があった場合、役員は総会を実施する。
第17条 総会の議決は、定期総会・臨時総会共に招集による議決、または書面（議決権行使書）議決（電磁的記録を含む）によるものとする。

第9章 運営委員会

- 第18条 運営委員会は、役員、校長、教頭をもって構成する。
第19条 運営委員会は、役員が必要に応じ随時招集し、定足数は1/2とする。
第20条 運営委員会は、この会則並びに総会の決議にもとづいて本会の事業を運営し、総会に提出する議案の作成、事業計画の連絡承認、統合調整、その他、会の総括的重要事項について審議する。
第21条 新年度役員の判断により、前年度役員の中から顧問を置くことができる。

第10章 細則

- 第22条 本会の運営に関し、必要な細則はこの規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。
第23条 運営委員会は細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

付 則

- 第24条 この会則は令和7年4月1日より施行する。